

天然表示の基準：
アナツバメの巣及びその加工製品

2023年4月3日制定
エムスタイルジャパン株式会社
天然表示基準作成プロジェクト

改訂履歴

版番号	制定日/改訂日	改訂履歴	作成者	承認者
制定版	2023/04/03	新規制定	香月	稲富

目次

序文	4
1 適用範囲	4
2 用語及び定義	5
3 天然表示の基準	6
3.1 環境	6
3.2 採取	6
3.3 加工	7
解説	8

エムスタイルジャパン株式会社 社内基準

天然表示の基準：アナツバメの巣及びその加工製品

序文

この基準は、食品や漢方、化粧品の材料等として市場に流通するアナツバメの巣において、天然という表示を行う際に考慮すべき事項を明らかにするために策定された。

本基準は、アナツバメの巣及びその加工製品における天然という表示について定義を設けることで、消費者にその意味を正しく理解してもらい、表示における信頼性や透明性を確保することを目的とする。

また、本基準の利用によって、アナツバメの原産地における生態系への影響を減らし、環境の保護やサステナブルな社会の実現に寄与することが期待される。

1 適用範囲

この基準は、天然という表示を行うアナツバメの巣及びその加工製品を対象とする。

基準はアナツバメの巣及びその加工製品の環境、採取、加工および表示が適用範囲である。

2 用語及び定義

2.1 アナツバメの巣

アマツバメ目アマツバメ科アナツバメ族の小型の鳥であるアナツバメ（穴燕）によって作られた巣。

2. 2 アナツバメの巣加工製品

採取されたアナツバメの巣を原材料として、エキスやパウダー、食材や健康食品、化粧品などに加工されたもの。

2. 3 養殖

アナツバメの巣の採取量を増加させ、また採取作業の危険性を減少させる目的で、アナツバメが山地・海岸にある天井の高い自然洞窟内や自然断崖に営巣する習性を利用し、鉄筋コンクリート製等高層人口建造物に天然の洞窟に似せた環境を整え、営巣させること。

2. 4 乱獲

アナツバメが営巣したのち、卵が孵る前や、ヒナが巣立つ前に巣を採取すること。アナツバメは一度子育てに使った巣は放棄し、繰り返し使うことはないため、ヒナが確実に巣立ったと確認された巣の採取は乱獲にならない。

2. 5 添加物

採取したアナツバメの巣に、増量や着色、漂白、成分の改質などのために添加や処理をする化学物質など。

2. 6 偽物

アナツバメの巣の形状や触感を真似て、アナツバメの巣ではない原材料もしくはアナツバメの巣を原材料の一部のみに用い、木型やプラスチック型等を利用して人工的に作られたもの。

3 天然表示の基準

3. 1 環境

3-1-1

アナツバメの巣の採取場所は、山地・海岸にある天井の高い自然洞窟内・自然断崖であること。

3-1-2

採取場所である自然洞窟内・自然断崖には、アナツバメの巣の採取量を増加させるための人口的な構築物設置や環境改善を行っていないこと。

3. 2 採取

3-2-1

採取時、および採取後の調整・洗浄・選別・保管・出荷等のプロセスにおいて、汚染・混入・すり替えが無いことが確認できるシステムを確立し、遵守すること。

3-2-2

全ての採取プロセスにおける記録は、保存期限を規定し、記録に応じた適切な保存をすること。

3-2-3

採取に使用する機材等は清掃・洗浄を実施すること。清掃・洗浄には化学薬品を使用せず、水のみを使用すること。

3-2-4

採取したアナツバメの巣は、次の工程に渡るまでの間、品質を保持するための保管を実施すること。

3-2-5

採取時、および採取後に、漂白、防腐等の目的で、化学処理および放射線照射を行わないこと。

3 - 2 - 6

採取における作業が、自然環境に影響を与えるものであってはならない。

3 - 2 - 7

同一採取場所から持続的に採取を行うことができるよう、その場所で生息するアナツバメの数を減少させてしまうような採取を行ってはならない。

3. 3 加工

3 - 3 - 1

製品の加工プロセスにおいては、生物的、物理的手法を用い、極力化学的手法を避けること。

3 - 3 - 2

添加物および加工助剤の使用を極力避けることができる加工方法が選択されること。

解説

この解説は本基準に規定・記載した事柄を説明するものであり、基準の一部ではない。

制定の趣旨

アナツバメの巣は、古くから食品や漢方、化粧品の材料等として珍重されており、市場において高値で取引されるため乱獲が後を絶たず、偽物が蔓延している。

また、アナツバメは養殖により自然な状態とは異なる環境における生息を余儀なくされ、本来の生息地における生態系を変えてしまう恐れを生じている。

天然表示の基準を制定することにより、養殖・偽物などとの違いを明確にして消費者に正しい情報を提供するとともに、天然表示の基準に賛同する生産者を増やすことで、市場において養殖・偽物を減らすことに貢献する。さらに養殖や乱獲の低減は、アナツバメの原産地における環境の保護につながり、現状の自然環境の持続のみならず、これを再生・回生(リジェネラティブ)させるための一助となることが期待できる。

以上の趣旨により、この基準を制定した。

規定項目の内容

環境

近年では、市街地の民家屋根裏や廃墟となった鉄筋コンクリート製等高層人口建造物にツバメを誘き寄せ、巣を作らせることが盛んに行われている。本来の生息環境とは異なる環境下で営巣される巣は、自然状態のそれと比べて、成分等に差異が生じる可能性が否めない。

また、アナツバメの生息地が人為的に移され、本来の生息地における生息数が減少すると、連鎖的に自然環境が変化してしまうことを危惧する。
以上の理由で、採取場所は自然環境であることを天然表示の基準とした。

採取

採取においては、特に乱獲を防ぐため、採取時の作業が自然環境に影響を与えるものであってはならないことを強調した。
採取後の巣の品質管理も重要であり、調整・洗浄・選別・保管・出荷等のプロセス確立・実施の要求を天然表示の基準に加えた。

加工

天然という表示において、市場で散見される着色・別原材料によるかさまし・添加物の添加などがあってはならない。
また製品の加工プロセスにおいて、極力化学的手法を避けることを天然表示の基準とした。

表示

表示は、巣の情報を消費者に伝えるために重要である。
見やすい位置に、分かりやすく定められた表示を行うことを天然表示の基準とした。

エムスタイルジャパン株式会社 社内基準

天然表示の基準：
アナツバメの巣及びその加工製品

エムスタイルジャパン株式会社
〒810-0021 福岡県福岡市中央区今泉 1-20-2 天神 MENT ビル 9F